

大和郡山市警備輸送業務委託 仕様書

この仕様書は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で委託者（以下「甲」という。）が警備上必要であると認める業務についても、甲と協議のうえ受託金額内にて実施するものとする。

1. 警備対象と範囲

奈良県大和郡山市下三橋町741番地イオンモール大和郡山内元気城下町プラザ（以下「元気城下町プラザ」という）と奈良県大和郡山市田中町517番地アピタ大和郡山店内大和郡山市元気城下町ぷらっと（以下「元気城下町ぷらっと」という）徴収金等の貴重品。

2. 警備の目的

元気城下町プラザと元気城下町ぷらっとにおける徴収金等を安全に大和郡山市北郡山町248番地4奈良信用金庫本店営業部大和郡山市役所派出所（以下「奈良信用金庫」という）まで送り届けるもの。

3. 任務

（1） 警備輸送（元気城下町プラザ・元気城下町ぷらっと→奈良信用金庫）

- ① 元気城下町プラザと元気城下町ぷらっとの営業時間に集金鞆（委託者負担）の施錠確認後引き渡し
- ② 無線装置その他警備上必要な設備を配備した車両による警備輸送
- ③ 翌銀行営業時間（午前9時～午後3時）迄に奈良信用金庫に集金鞆の引き渡し
（案）翌銀行営業時間の内（午前9時～午後2時）迄に奈良信用金庫に集金鞆の引き渡し

（2） 返送（奈良信用金庫→元気城下町プラザ・元気城下町ぷらっと）

- ① 開封状態の集金袋を元気城下町プラザ・元気城下町ぷらっとに輸送する。

4. 委託期間及び警備輸送頻度

期 間：令和7年5月1日～令和10年4月30日

（各年12月29日～1月3日を除く）

集金頻度：定時輸送 毎週月・水・金曜日

臨時輸送 年10回以内・前日迄に委託者より連絡

5. 警備輸送の実施要領

(1) 派遣人員

2名以上

(内1名については貴重品運搬警備業務検定有資格者1級もしくは2級所持者)

派遣要員は満18歳以上の者で責任感強く誠実かつ健康で当業務を充分果たし得る能力を有し、安全に遂行できる者とする。

(2) 警備員の身分証明等

受注者は、警備員に対し、派遣会社の制服、制帽を着用させ、身分証明書を携行させるものとする。

(3) 警備隊の装備

トランシーバー

派遣人員数

特殊警棒

派遣人員数

※その他警備上必要な諸物品とする。

6. 再委託

受託者は本業務の履行に際し、その一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により事前に委託者の承諾を得た場合に限り、その一部または全部を第三者に再委託できるものとする。

受託者は、再委託先に対して本業務において受託者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

受託者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその政務を負うものとする。

7. 報告、連絡

(1) 事故報告

事故発生の都度直ちに報告し、その後文書をもって速やかに報告すること。

(2) その他の報告

① 警備輸送に関する情報等を収集したとき。

② 勤務上の変更又は変化があったとき。

③ その他警備輸送上必要と認めたとき。

(3) 関係先電話

大和郡山市役所地域振興課	0 7 4 3－5 3－1 1 5 1（内線 5 6 2）
元気城下町プラザ	0 7 4 3－8 5－5 5 2 2
元気城下町ぷらっと	0 7 4 3－5 5－3 3 2 2

8. 損害賠償補償額

受任者の責に帰する場合、一事故につき 5, 0 0 0 万円（限度額）

9. 入札書は 1 ヶ月分の金額とすること。消費税を含まない額を記入すること。

10. 委託料の支払い

毎月後払いとし、毎月の業務完了後、適法な請求書を受け取った日から 3 0 日以内に市から受託者に対して支払うものとする。

11. その他

受託者は、業務実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するほか、警備業法（S. 4 7. 7. 5 法律第 1 1 7 号） その他関連する法令等を遵守すること。